

施策評価シート（評価実施年度：平成27年度）

事務事業所管部局長 (幹事部局)	健康福祉部長 藤間 博之	電話番号	0852-22-5230
---------------------	--------------	------	--------------

①施策の目的等

施策の名称	施策Ⅱ-2-4 障がい者の自立支援
目的	○「ノーマライゼーション」の理念のもと、障がい者が住みたい地域で、障がいのない人と同じように、安心して、自立した生活を営むことができ、地域の住民と共に支え合う地域社会を実現します。

②成果参考指標の目標（実績）と施策の現状、及びその評価

数値目標	年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	単位	数値目標	年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	単位
施設から地域生活への移行者数（累計）	目標値	/	469.00	493.00	517.00	541.00	人	入院が1年未満の精神障がい者の平均退院率（年間）	目標値	/	71.80	73.90	76.00	76.00	%
	取組目標値	/							取組目標値	/					
	実績値	445.00	497.00	523.00	535.00				実績値	69.70	72.50	70.60	70.90		
	達成率	/	106.00	106.10	103.50				達成率	/	101.00	96.10	93.30		
	目標値	/						目標値	/						
	取組目標値	/						取組目標値	/						
	実績値							実績値							
	達成率	/					%	達成率	/						%
定性目標	なし														
成果参考指標の実績等の補足説明（任意記載）	○グループホームの整備が進んだことや地域の相談支援体制の充実等により、施設からの地域移行者数（累計）は目標を超えたが、単年度の移行者数は前年度を下回った。 ○精神障がい者の地域移行を進めるにあたって、国から県への補助事業であった相談支援事業所の取組が平成24年度から給付対象とされた。さらに平成26年度には精神保健福祉法が改正され、医療機関における退院後生活環境相談員の配置などさらなる地域移行を促進させる取組が法定化されたことから、入院が1年未満の精神障がい者の平均退院率は概ね目標どおりとなった。														

③評価時点での施策目的に対する現状

評価時点で施策目的に対する現状（客観的事実・データなどに基づいた施策の現状や取組状況）	○施設から地域生活への移行者数（単年度）：（H24）52人 →（H25）26人 →（H26）12人 ○入院が1年未満の精神障がい者の平均退院率（年間）：（H23）7.0%→（H24）7.3%→（H25）7.1%→（H26）7.1% ○施設・事業所における工賃実績：（H24）全国7位の17,154円 →→（H25）全国6位の17,921円 →（H26）18,173円
---	---

④総合的な評価

評価時点での総合的な評価	判断	その理由
A:順調に進んでいる B:概ね順調に進んでいるが見直す点もある C:あまり順調に進んでいない	B	○グループホーム等の整備や地域の相談支援体制の充実等により、施設入所からの地域移行は毎年度着実に進んでいる。 ○入院中の精神障がい者の地域移行については、本人の意欲や生活背景などの様々な課題がある。 ○施設・事業所における工賃向上については、販路開拓支援員派遣事業や就労事業振興センターの設置等により、全国上位の水準で推移し、順調に増加している。

⑤課題の認識

（1）平成27年度末の施策目的の達成状況（予測）	判断	その理由（「総合的な評価」の「判断」と異なる「判断」の場合のみ記載）
A:達成できる B:概ね達成できる C:達成は困難	B	
（2）施策の目的達成に向けての課題		①障害者総合支援法については、H27年度において「3年後見直し」による制度の改正が行われることとされており、県内関係者に適切に情報提供し、円滑に対応していく必要がある。また、全ての障害福祉サービス利用者に対して行う計画相談支援（サービス等利用計画等作成）については、ほぼ100%を達成した。今後は質の高い計画作成に導いていく必要がある。 ②地域移行を推進するため、住まいの場であるグループホームや日中活動系サービスを行う施設の整備を進める必要がある。 ③退院の可能性のある精神障がい者については、段階的に地域移行に向けた生活能力を身につけるための支援を行うなど、退院後生活環境相談員が本人の状況に応じた福祉サービスを利用できるように調整する必要がある。 ④一般就労移行を一層推進するとともに、H25年4月施行の障害者優先調達推進法について、着実に工賃向上につなげていくよう、県が率先して対応していく必要がある。 ⑤発達障がい、できるだけ早期に専門医の診断や障がいの特性に応じた支援を受けることが大切であるため、より身近な市町村において、関係機関が連携し、ライフステージを通じて一貫した支援を行う体制を整備していく必要がある。 ⑥障害者差別解消法の制定に伴い、障がい者に対する配慮が一層必要になってくる。障がい者が地域の住民とともに支え合う地域社会づくりを進める上で、県民への障がい理解の普及啓発が必要である。

⑥今後の取組の方向性

課題解決に向けての今後の取組の方向性	①制度について、市町村・事業者への説明会開催やHP掲載等、県内関係者への効果的な情報提供を行うとともに、研修会開催等により人材育成に努めていく。また、相談支援アドバイザーや圏域コーディネーター等を配置・派遣しながら、関係機関や関係者の相談支援の体制強化やスキルアップに向けた支援を行う。 ②第4期障がい福祉計画に基づき、国庫補助金の積極的な確保に努め、グループホームや日中活動系サービスの施設整備を着実に進める。 ③H26年4月に施行された改正精神保健福祉法を踏まえ、医療と福祉の連携による地域生活への移行がさらに進むよう、引き続き、保健所を中心に各市町村の障害者総合支援協議会への参画や関係者会議による情報共有、精神科病院実地指導における指導等の取り組みを行う。 ④H27年7月に策定した調達方針（障害者優先調達推進法）について広く周知しながら、当該方針に基づき、県から県内就労継続支援B型事業所等への発注額を拡大させていく。受発注のマッチングに努めるとともに、市町村へも働きかけを行う。 ⑤発達障がい者支援については、発達障害者支援センターの機能を強化し、市町村の体制整備に向けたより専門的な支援、保健師・保育士等研修による人材育成などを行いながら、関係部局が連携した地域支援体制の構築を図っていく。 ⑥あいサポート運動については、メッセージ研修に障害者差別解消法の内容を取り入れるとともに、企業や団体へ積極的な参加を呼びかけるなど、県民の障がい理解の一層の普及を図っていく。
--------------------	---